

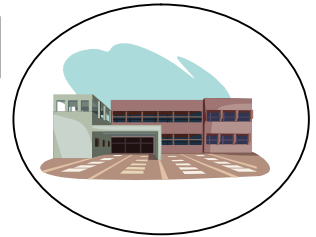
# 福祉避難所を知っていますか？

市では、災害時に避難所での生活が困難な方のため、市立の福祉施設や、市と協定を締結した民間の福祉施設を、福祉避難所として位置づけています。

## Q.福祉避難所とは

A.避難所での避難生活が著しく困難な方を受け入れる施設です。

災害時に、一般の避難所や在宅での生活が著しく困難となった方を受け入れる、二次的な避難所として位置付けられ、災害発生後3日目を目途に施設の被災状況等を踏まえ、運営体制が整った施設から順次開設します。



高齢者受入施設、障害者受入施設など

## Q.対象となる方は

A.主に、要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方（以下、「要援護者」という）とその介助者等です。

介護保険施設や医療機関等に入所・入院していない在宅の方を対象にしています。

一般の避難所においても、要援護者に配慮したスペースへの配置や教室の利用を検討するなど、より軽度の方について、一般の避難所で受入できるよう配慮します。



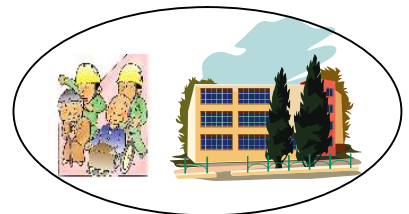
## 必要性が高い人を優先します

福祉避難所に位置づけられた施設につきましては、普段からの利用者があるため、対象となる方全員を受け入れることは困難です。より必要性が高い方から、順次避難していただきます。

## Q.避難の方法は

A.市災害対策本部において、施設の開設状況を踏まえ、受入施設を調整します。

避難所へ避難したものの、避難所での避難生活が著しく困難な方、在宅での避難生活が困難になった方について、本人の状態や避難生活の状況、福祉避難所の開設状況や受入可能な人数などを踏まえ、市災害対策本部（災害時要援護者支援班）において受入の調整を行います。



**（ご注意）直接避難することはできません**

【福祉避難所に関するお問い合わせ先】

相模原市健康福祉局 生活福祉部 生活福祉課

TEL : 042 - 851 - 3170 FAX : 042 - 759 - 4395